

ジョホール日本人学校聴講生受入規約

第1条 聴講生の受入は、本規約によるものとする。

(対象)

第2条 現地校や国際学校の通学生の内、本校への編入学を前提とし、当該学校の長期休業期間中に本校の小・中学部で体験学習を希望する児童・生徒をその対象とする。

(資格)

第3条

- (1) ジョホール日本人学校の児童・生徒として通学の義務教育相当年齢である事。
- (2) 日本国籍を有し、且つ当該学年での授業を理解できる日本語能力を有する事。

(受入条件)

第4条

- (1) 受入回数は、本校への編入学の体験という視点から、1回限りとする。
- (2) 受入期間は、当該学年の学習状況及び学校行事等を鑑み、支障がない日とする。

第5条

- (1) 当地域に在住し、日本人会に所属しているまたは、入学に際し日本人会に入会する意思のある保護者の子弟である事。
- (2) 次の書類を学校長宛に提出するものとする。
 - ① 保護者よりの聴講願書(別紙様式)。
- (3) 受入人数は、該当学年に受入可能な空席が有る場合に限り、期間重複する場合は同時期において最大3名を限度とし、その受入は申込み順とする。
- (4) 受入は就学年齢を基準とするが、年齢相当の学力を勘案の上で受入学年を指定する事がある。
- (5) 「学校規則」並びに「児童・生徒就学規定」を尊重し、他の児童・生徒の学習活動に支障を来さない事。万一授業に支障がある、或いは支障が生ずる恐れがあると判断した場合は、聴講を取り止めさせる。
- (6) 聴講料として、当月分の授業料、施設費の他、傷害保険加入費を納付する事。聴講料は別途之を定める。
- (7) 通学バスの利用は、原則として出来ないものとする。尚、通学バスの利用に就いては、通学バス運営委員会に事前に問い合わせその許可を受けるものとする。

第6条 学校は聴講願書受付け後、審査の上で許可書を発行して聴講を許可する。

第7条 本規約に定めのない事項並びに改訂・変更等に就いては、学校運営委員会で審議の上決定する。

附則

この規約は「児童・生徒就学規定」の内規とし、平成12年6月10日に制定し、即日施行する。

この規約は「児童・生徒就学規程」の内規とし、平成29年4月1日に制定し、即日施行する。

この規約は「児童・生徒就学規程」の内規とし、令和2年4月1日に制定し、即日施行する。

令和 年 月 日

ジョホール日本人学校長 様

保護者氏名 _____

聴 講 願 書

令和 年 月 日から 月 日までの間、聴講を希望しますので、
許可くださいますようお願いいたします。

なお、聴講にあたっては、貴校の定める聴講生受入制度に従います。

聴 講 希 望 者	ローマ字		生 年 月 日	性 別
	氏 名		年 月 日	男・女
	学 年	小学部・中学部 () 年		
	現 住 所 (電話番号)			
	原籍校名			
	原籍校住所 (電話番号)			
保 護 者	ローマ字		志願者との続柄	
	氏 名			
	勤務先名 (英語で)			
	勤務先住所			
	日本人会 会員番号	有 () ・ 無		